

大和市心身障害者（児）歯科嘱託医の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 4 7 号

大和市心身障害者（児）歯科嘱託医の設置に関する規則の一部を改正する規則

大和市心身障害者（児）歯科嘱託医の設置に関する規則（平成 2 0 年大和市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「予防し」の次に「、」を、「歯科健康診査」の次に「等」を加え、「健診」を「健診等」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「健診」を「健診等」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

（3）歯科医療機関の紹介

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「健診」を「健診等」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。